

事業所運営に係る留意事項

この資料は認知症対応型通所介護事業所の運営における主な留意事項をまとめたものです。
動画配信の「介護サービス事業者集団指導(全サービス共通)」と併せて受講いただくことで
集団指導の受講となります。

令和6年度介護報酬改定に伴う追加や変更点、
及び事業所運営において特に留意いただきたい
事項についてはマーカーを記しています。



1 従業員の員数【地域密着型サービス基準条例 第62条】

送迎に要する時間は配置要件に含まれないため注意が必要です。

【生活相談員(単独型・併設型)】

サービス提供日ごとの勤務延時間数÷サービス提供時間帯の時間数 = 1以上(常勤換算方法)

※勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能

サービス提供時間8時間(9:00~17:00)の場合

例	勤務時間	勤務時間帯	17:00
(例1)	生活相談員A 8h	9:00~	
(例2)	生活相談員A 6h 生活相談員B 3h		
(例3)	生活相談員A 5h 生活相談員B 2h		

例1:OK 例2:OK

例3:×(勤務延時間数が7時間のため)

※生活相談員がサービス提供時間内に送迎
従事することにより、配置要件を満たさない
事例あり。

【看護職員又は介護職員】

単位ごとに2人以上の配置が必要であり、以下の①及び②を満たすこと。(常勤換算方法)

①単位ごとに、専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる時間帯に1以上

※サービス提供時間帯を通じて専従する必要はないが、事業所と提供時間を通じて密接かつ
適切な連携を図ること。

②単位ごとの勤務延時間数÷平均提供時間(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して
得た数) = 1以上

※配置要件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における看護職員又は介護職員として
従事できる。

※単位ごとに常時1名配置されること。

※生活相談員、介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤であること。

(例)サービス提供時間8時間(9:00~17:00)の場合

例	勤務時間	勤務時間帯	17:00
(例1)	看護職員A 2h 介護職員B 8h	① 9:00~	②
(例2)	看護職員A 3h 介護職員B 4h 介護職員C 4h	①	②
(例3)	介護職員B 5h 介護職員C 5h	①2H ②3H	②
(例4)	介護職員B 3h 介護職員C 4h		

例1:OK 例2:OK 例3:OK

例4:×(①及び②を満たすことができない)

※看護職員又は介護職員は、人員基準欠如
減算の適用あり。

【機能訓練指導員】

1以上(利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する認知症対応型通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な日数及び時間数を配置)

⇒理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事)を有するはり師又はきゅう師

2 管理者【地域密着型サービス基準条例 第63条】

①常勤専従であること。(事業所の管理業務に支障がない場合、兼務可)

②適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、**認知症対応型サービス事業管理者研修を修了**していること。

3 認知症対応型通所介護計画の作成【地域密着型サービス基準条例 第72条】

①利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、機能訓練等の目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した計画が立てられているか。

②計画は、サービスの提供に関わる従業者が**共同して個々の利用者ごとに作成**しているか。

③居宅サービス計画に基づいて認知症対応型通所介護計画が立てられているか。

④利用者又は家族への説明・同意・交付は行われているか。

⑤計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。また、その**実施状況や評価についても説明**を行っているか。

⑥居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。

4 運営規程【地域密着型サービス基準条例 第74条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

①事業の目的及び運営の方針

②従業者の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可)

③営業日及び営業時間

④指定認知症対応型通所介護の利用定員

⑤指定認知症対応型通所介護の内容及び**利用料その他の費用の額**

⑥通常の事業の実施地域

⑦指定認知症対応型通所介護の利用に当たっての留意事項

⑧緊急時における対応方法

⑨非常災害対策

⑩**虐待の防止のための措置に関する事項**

⑪その他運営に関する重要事項

⇒重要事項説明書、HP等との整合性を確認して下さい。

⇒運営規程を変更した場合は、変更届の届出が必要です。



5 地域との連携等【地域密着型サービス基準条例 第81条準用(第60条の17)】

① 運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催しているか。

※活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

⇒利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または事業所が所在する区域を管轄する地域
包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者により構成

② 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、公表しているか。

③ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。

6 令和6年度に義務化となった事項(認知症対応型通所介護)



要注意!

	指針・計画	委員会	研修・訓練	担当者
感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)	計画(注1)	-	(研修・訓練) 年1回以上(注2)	-
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	感染対策委員会 6月に1回以上(注3)	(研修・訓練) 年1回以上	感染対策担当者 (注4)
高齢者虐待の防止	指針	虐待防止検討委員会 定期的(年1回以上)(注3)	(研修) 年1回以上	虐待防止担当者 (注4)
身体的拘束等の適正化の推進(注5)	-	-	-	-

(注1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針、非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することができる。

(注2)感染症対策(研修・訓練)や非常災害対策(訓練)と一体的に実施することができる。

(注3)他の会議体と一体的な設置・運営ができ、他のサービス事業者との連携による開催ができる。

(注4)他の担当者との兼務は差し支えない。

(注5)やむをえず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 運営指導における主な指摘事項(認知症対応型通所介護)

指摘内容
運営規程、重要事項説明書の内容が不十分、整合性が取れていない。
個人情報利用に当たり、利用者の家族の同意を得ていない。
勤務表、勤務実績を作成していない。
認知症対応型通所介護計画に機能訓練等の目標が設定されていない。
認知症対応型通所介護計画の利用者の同意が遅延していた。
入浴介助を行っていない日に入浴介助加算を算定していた。

受講後は、参加票兼質問票を必ずご提出ください

ご提出により集団指導の受講を確認しますので、必ずご提出ください。

提出はこちら

➡ <https://logofarm.jp/form/sQhE/824723>

提出期限 令和7年3月7日(金)



携帯からはこちら